

第2期川越市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)  
保健事業実施内容について

資料2

課題	対応する事業	事業の方向性 (新規/拡充/継続)	短期・中期目標(評価指標)	長期目標(評価指標)
①生活習慣病重症化予防(県平均との比較)  ・標準化死亡比によると、心疾患が高い(特に女性)  ・健診の結果血圧値が受診勧奨値である割合が高いが、高血圧で医療受診する割合が低い  ・糖尿病で受診する割合が低い一方、総医療費に占める人工透析の割合が高い  ・脳梗塞・脳出血・腎不全の受診率・一人あたり医療費が高い  ・高血圧のリスクをもつ人の割合が高い	健康意識向上のための啓発(健診データ等の資料を提供し、保健師や保健推進員による啓発活動の後押しをする)	新規	保健師、保健推進員による啓発活動の充実	特定健診受診者のうち、血圧について受診勧奨値の該当率減少   新規人工透析移行者数の抑制
	生活習慣病が重症化するリスクの高い方への個別啓発(個人毎にアドバイスを記載した啓発通知の送付)	新規	個別啓発の実施	
	高血圧症予防事業の実施 ・未受診者への医療受診勧奨(電話・通知等) ・重症化のリスクが高い高血圧の対象者へ継続的な保健指導の実施	拡充	・勧奨の有無により生じる医療受診率の差 ・対象者の生活習慣改善(アンケートで調査)	
	糖尿病性腎症重症化予防事業 ・医療機関への事業参加呼びかけ ・未受診者・治療中断者への医療受診勧奨 ・保健指導の実施	拡充	・参加医療機関数増加 ・事業参加者数増加 ・事業参加者の血糖値の改善	
②健康意識の改善  ・地区により特定健診受診率に差がある  ・地区担当保健師によると地区により健康行動に差がある。  ・未受診の理由「治療中」が65.6%と高い  ・「病気になったら病院に行けばいい」等健診への理解が低い方が多い  ・特定健診を毎年ではなく数年ごとに受診する傾向にある人がある  ・啓発の効果を高めるため、地区別以外の条件によりグループ分けした啓発について検討が必要  ・特定健診受診率の伸びが鈍化している	地区ごとの啓発(保健センターと連携して実施) ・地区別の健診データ等を利用した資料を作成し、啓発に利用 ・地区の特性・傾向を分析し、地区に応じた啓発方法を検討・実施	新規	地区の特性・傾向に合わせた啓発方法の検討・啓発の実施	・各地区の特定健診受診率向上 ・健康行動の変容      特定健診受診率向上
	啓発媒体ごとの効果検証を実施	新規	効果検証の結果に基づく、より効果的な啓発の実施	
	特定健診未受診者に対するタイプ別の受診勧奨(通知・電話) ・年代別(若年層、節目の年齢等) ・医療機関への受診状況別 ・特定健診の受診習慣別(隔年での受診者等)	継続 新規	・タイプ別の特定健診受診勧奨実施 ・特定健診未受診の理由について、毎年推移を調査・分析	
	特定健診受診者に対するインセンティブ付与(健康マイレージ等)	新規	インセンティブ付与実施	
	診療情報提供事業の拡充	拡充	診療情報提供者の増加	
	医療機関へ健診趣旨の再周知	継続	説明会の実施	
	特定健診実施医療機関との連携 ・医療機関へアンケートを実施し意見収集 ・市から医療機関へ特定健診実施状況等のフィードバック	新規	・アンケートの実施 ・特定健診実施状況のフィードバック実施	
③環境整備  ・国保課と他課との連携が十分に取れていない  ・関係機関(医療機関)等との意見交換する場が少ない	庁内他部署との連携 ・既存の会議の活用(健康づくり庁内会議・ときも健康プロジェクト) ・既存の会議以外で定期的な情報交換の機会をつくる(特定健診開始時期等) ・他部と連携し、他部主催イベントで特定健診のPR実施 ・他部と連携した特定保健指導の実施	拡充	・会議・イベント参加回数の増加 ・特定保健指導実施者の増加	
	関係団体等との連携 ・関係団体及び啓発機会等の増加を図る ・包括支援センター職員やケアマネジャー等、介護予防・介護に携わる方への情報提供	拡充	啓発協力団体の増加	

### 第3期特定健康診査等実施計画策定

第3期(平成30年度以降)変更点	
特定健診	中性脂肪400mg/dl以上や食後採血のため、LDLコレステロールの代わりにnon-HDLコレステロールに代えられる。
	血清クレアチニン検査の追加
保健指導	特定保健指導 3か月経過後に実績評価を実施できる
	初回面接と実績評価の同一機関要件の廃止
	健診結果がそろわない場合、初回面接を分割実施できる a.特定健診受診当日に保健指導と見込まれるものに対して、初回面接①を行うことができる。 b.初回面接①の実施後遅くとも3か月以内に初回面接②を実施する。
	積極的支援対象者の弾力化 (2年連続して積極的支援に該当した者への2年目の特定保健指導の弾力化) 1年目に比べ2年目の状態が改善している者については、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当の支援を実施した場合でも、特定保健指導を実施したと位置づけられる。